

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成22年7月30日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー北上江釣子店 北上市上江釣子7地割30番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成22年5月25日

2 届出年月日 平成22年5月24日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所